

軽油引取税研修資料

平成29年9月6日（水）

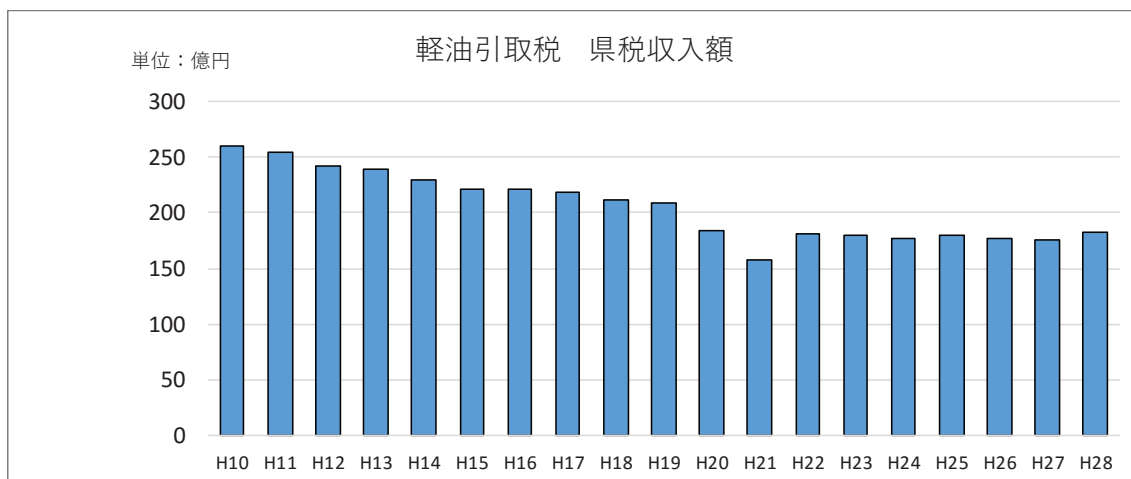
目 次

- 1 岡山県の軽油引取税収入額等
- 2 不正軽油対策
- 3 軽油引取税に係る最近の犯則事案
- 4 免税軽油
- 5 軽油引取税の軽油の納入数量明細書（16号の10様式別表）
の記載等についてお願い
- 6 軽油引取税に関する調査に係る質問検査権

1 岡山県の軽油引取税収入額等

岡山県の軽油引取税収入額

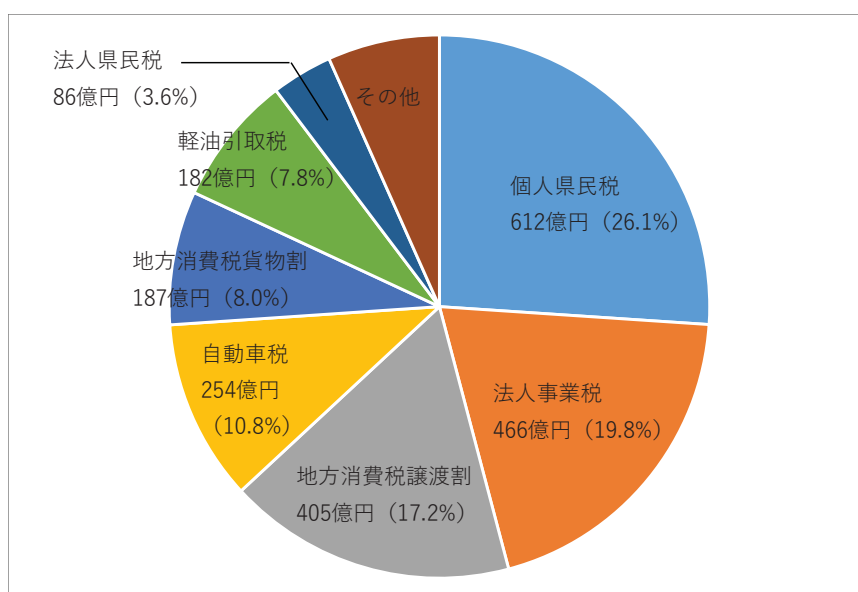
◇ 平成28年度までの推移



◇ 県税収入に占める割合 (平成28年度)

県全体 2,350億円 (対前年比 98.1%)

うち軽油引取税 182億円 (対前年比 104.1%)



2 不正軽油対策

(1) 平成28年度軽油の抜き取り調査結果（岡山県実施分）

種別	抜取本数 (本)	検出本数 (本)	検出率 (%)
路上での軽油抜取	161	2	1.2
インタンク保有者 (特徴者、石油販売業者を含む)	415	6	1.4
免税軽油使用者	24	0	0
その他	64	0	0

※検出本数は、クマリン（灯油及び重油の識別剤）の検出等の異常がみられたもの

【参考】近畿2府4県 平成29年6月路上抜取調査

県名	抜取本数（県外分）	混和嫌疑本数（県外分）	検出率 (%)
滋賀県	145 (90)	2 (2)	1.4
京都府	134 (66)	5 (5)	3.7
大阪府	4 (2)	0 (0)	0
奈良県	14 (5)	1 (1)	7.1
和歌山県	133 (36)	4 (2)	3.0
兵庫県	82 (32)	2 (2)	2.4
合計	512 (231)	14 (12)	2.7

(2) 平成29年度不正軽油対策広報について

ア 不正軽油対策ポスター及びチラシ

岡山県不正軽油対策協議会の不正軽油対策ポスター及びチラシを作成します。当会員の皆様に啓発に御協力いただくため、9月中にお渡しする予定です。10月の不正軽油撲滅強化月間に合わせて、SS店頭等での啓発に活用いただきますようお願いいたします。

県が行う軽油抜取調査時（路上抜取を除く）にも、ポスター及びチラシを配付し、ポスターについては、事業所に掲示いただくよう依頼しています。

イ テレビ・ラジオ

- (ア) RSK「晴れの国生き生きテレビ」7月16日放送分
- (イ) RSKラジオ「県民の皆さんへ」7月17日放送分
- (ウ) 市町村広報誌8～9月号への掲載
- (エ) NHKデータ放送7月分への掲載

(3) 他県との連携

不正が疑われる軽油について、製造事業者が存在する府県に対して、本県の調査結果を情報提供し、早期に解決するよう連携し、取り組んでいます。

【実績】

平成26年度	通報・情報提供件数	他県から1件、他県へ3件
平成27年度	通報・情報提供件数	他県から1件、他県へ3件
平成28年度	通報・情報提供件数	他県から4件、他県へ1件
平成29年度	通報・情報提供件数	他県から1件、他県へ1件

(現時点)

(4) 岡山県不正軽油ホットライン

岡山県では、県庁税務課内に不正軽油ホットラインを設置し、不正軽油の製造や流通を撲滅するための情報収集を行っています。不正が疑われる軽油に関する情報をお持ちの場合は、不正軽油ホットラインまでお知らせください。

また、石油業界をはじめとする関係者の皆さまに、不正軽油ホットラインを広報のうえ活用いただきますようお願いいたします。

連絡先：岡山県不正軽油ホットライン（岡山県庁税務課）
フリーダイヤル 0120-629-110

【不正ガソリンについてはこちら】

連絡先：不正ガソリン110番（広島国税局）
フリーダイヤル 0120-283-110

3 軽油引取税に係る最近の犯則事案

① 免税軽油制度を悪用した地方税法違反事案（東京都・千葉県）
平成 28 年 11 月 告発

- ・ A 株式会社（本社：東京都江戸川区）の従業員である B、C の両名は、同社の顧客であり、千葉県から免税軽油使用者（とび・土工工事業）と認定されていた 4 社から、免税軽油に係る書類等の作成・提出を委任されていたところであるが、上記 4 社のために、トラック等の免税対象とならない車両等に給油した軽油を、あたかも免税対象となる建設機械に給油したように装った虚偽の「免税軽油の引取り等に係る報告書」を作成し、管轄の県税事務所へ提出した。

→ 免税軽油の引取り等に係る報告義務違反
地方税法第 144 条の 27 第 1 項。本項の適用による告発は全国初

- ・ A 株式会社の従業員である C、B 及び D の 3 名は共謀の上、県税事務所へ提出した報告書の虚偽記載が発覚しないように、添付書類の請求書及び納品書について、報告書に記載された虚偽の数量に合致したものを作成し、上記の免税軽油使用者 4 社に交付した。
あわせて、A 株式会社では、虚偽の請求書（控）及び納品伝票を、免税軽油の引渡し的事实を記載した帳簿として備え付けていた。

→ 帳簿記載義務違反
地方税法第 144 条の 36

- ・ 本件犯則行為は、A 株式会社の側から、「格安で軽油を販売する」と顧客に持ち掛けて行われていたもの。
- ・ 両都県の課税を免れさせた額は、平成 22 年 1 月から平成 26 年 12 月にかけて各約 5,000 万円。
- ・ 本件発覚の端緒は、不正軽油ホットラインへの情報提供。
- ・ 免税軽油制度に係る犯則事案は 3 例目。
平成 9 年 福岡県（免税証を金券として譲渡）
平成 22 年 愛媛県（免税証の不正受給）

② 混和軽油の販売事案（和歌山県）

平成 28 年 3 月 起訴

A 有限会社（本社：和歌山県和歌山市）の社長 B は、県知事の許可を得ずに軽油に灯油を混ぜた不正軽油約 1,128 万リットルを近畿圏の契約会社約 40 社に軽油として販売、税額を県に申告せず、軽油引取税約 3 億 6,214 万円の支払いを免れたもの。

→ 製造等の承認を受ける義務違反
地方税法第 144 条の 32 第 1 項

③ 混和軽油の販売事案（兵庫県・奈良県）

平成 27 年 12 月 起訴

有限会社 A（本社：兵庫県尼崎市）の代表者 B は、奈良県知事の製造等の承認を受けることなく、655 回にわたり、奈良県内のクマ抜き施設「C 商店」敷地内において、石油類の輸送業を営む株式会社 D のタンクローリー内で、軽油と灯油を混和して合計 1,230 万リットルの混和軽油を製造し、軽油引取税約 3 億 9,000 万円の支払いを免れたもの。

→ 製造等の承認を受ける義務違反
地方税法第 144 条の 32 第 1 項第 1 号

④ 混和軽油の販売事案（京都府）

平成 27 年 7 月 起訴

石油製品販売業を営む A は、知事の承認を受けずに、架空の販売業者名を使用するなどして、軽油以外の炭化水素油（A 重油）と軽油以外の炭化水素油（灯油）を混和して製造された軽油又は燃料炭化水素油を、京都府南部から大阪府北部の広範囲にわたり、直接トラックの燃料タンクに給油する方法で合計 572,053 リットルを販売し、京都府に申告納付すべき軽油引取税合計 18,362,894 円を免れたもの。

4 軽油引取税の用途による課税免除(免税軽油)

地方税法第144条の6により課税免除となるもの

免税軽油使用者	免税用途
石油化学製品を製造する事業を営む者	エチレン、プロピレンの原料 潤滑油、グリース又はインキ用溶剤の原料 等

地方税法附則第12条の2の7により課税免除となるもの(平成30年3月31日まで)

免税軽油使用者	免税用途
船舶の使用者	船舶の動力源
自衛隊の使用する機械を管理する者	通信機械、電波機械、自動車などの電源又は動力源
鉄道事業者又は軌道事業を営む者、専用の鉄道を設置する者又は専用側線において車両の入換作業を営む者	鉄道用車両、軌道用車両の動力源
日本貨物鉄道(株)	駅の構内その他これに類するコンテナ貨物の取扱いを行う場所において専らコンテナ貨物の積卸しのために使用する機械の動力源
農業又は林業を営む者、委託を受けて行う農作業、農地の造成又は改良を主たる業務とする者及び素材生産業を営む者	耕うん整地機械、栽培管理用機械、収穫調整用機械、植物繊維用機械、畜産用機械、製材機、集材機、積込機及び可搬式チップ製造機の動力源
セメント製品製造業(生コンクリート製造業を除く。)を営む者	事業場内において、専らセメント製品又はその原材料の積卸しのために使用する機械の動力源
生コンクリート製造業を営む者	事業場内において、専ら骨材の積み卸しのために使用する機械の動力源
電気供給業を営む者	汽力発電装置の助燃用など
地熱資源開発事業を営む者	動力付試すい機の動力源
鉱物(岩石及び砂利を含む。)の掘採事業を営む者	さく岩機及び動力付試すい機並びに事業場内において、専ら鉱物の掘採、積み込み又は運搬のために使用する機械の動力源
とび・土工事業を営む者	工事現場において専らくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のために使用する建設機械の動力源
鉱さいバラス製造業を営む者	事業場内において、専ら鉱さいの破碎又は鉱さいバラスの集積若しくは積み込みのために使用する機械の動力源
港湾運送業を営む者	港湾において、専ら港湾運送のために使用する機械の動力源
倉庫業を営む者	倉庫において、専ら倉庫業のために使用する機械の動力源
鉄道(軌道を含む)に係る貨物利用運送事業又は鉄道貨物積卸業を営む者	駅の構内において、専ら鉄道運送業者の行う貨物の運送に係るもの又は鉄道により運送される貨物の鉄道の車両への積み込み若しくは取卸しの事業のために使用する機械の動力源
航空運送サービス業を営む者	特定の飛行場において、専ら航空機への旅客の乗降、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備のために使用する機械の動力源
廃棄物処理業を営む者	廃棄物の埋立地内において、専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源
木材加工業を営む者	事業場内において、専ら木材の積卸しのために使用する機械の動力源
木材市場業を営む者	事業場内において、専ら木材の積卸しのために使用する機械の動力源
たい肥製造業を営む者	事業場内において、専らたい肥の製造工程において使用する機械の動力源
索道事業を営む者	スキー場において、専らスキー場の整備のために使用する機械の動力源

※平成27年3月31日で免税軽油業種廃止

免税軽油使用者	免税用途
海上保安庁	航路標識の電源
警察通信設備を設置し、及び管理する者	警察通信設備の電源
消防庁及び地方公共団体	消防事務の用に供する電気通信設備の電源
陶磁器製造業を営む者	陶磁器の製造工程における焼成及び乾燥

※平成24年3月31日で免税軽油業種廃止

公衆の通信の用に供する電気通信設備を設置し、及び管理する者	公衆の通信の用に供する電気通信設備への電源
放送事業者	放送の用に供する施設の電源
建設用粘土製品製造業を営む者	建設用粘土製品の製造工程における焼成及び乾燥
鉄鋼業を営む者	鋼板、鋼管などの製造工程における熱処理用など
自動車教習所業を営む者	自動車運転技能の教習のために使用する教習指導員若しくは技能検定員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置又は無線指導装置を備えた機械の動力源
ゴルフ場業を営む者	ゴルフ場において、専らゴルフ場の整備のために使用する機械の動力源

5 軽油引取税の軽油の納入数量明細書（第16号の10様式別表）

の記載等についてのお願い

県では、納入地の都道府県誤りや申告漏れ等をチェックするため、各特別徴収義務者から提出される軽油引取税の軽油の納入数量明細書（16号の10様式別表）と各元売業者から提出される納入先別納入数量等報告書（16号の37様式）との確認を行っています。

また、正規の軽油の流れを把握することで、不正軽油の経路等の調査に活用することも目的としています。

そのため、次のことについて、御協力をお願いします。

（1）不要な行の削除

取引を行わなくなった等で不要となった行は、納入を受けた者の氏名・納入地～引渡に係る軽油の納入を行った者に取消線を引いてください。

（2）正しい事業者名及び住所の記入

納入を受けた者の氏名や住所に誤りがある場合は、取消線を引き、正しいものを記入してください。

また、新たに取引を開始したものについては、納入を受けた者の氏名や住所を記入してください。

（3）免税証記載数量の訂正

免税証記載数量を下回る免税軽油の引取の必要が生じた場合は、免税軽油使用者の数量訂正を確認し、受け取ってください。

軽油の納入数量明細書

(月 日 ~ 月 日)

登録特別徴収義務者の氏名又は名称		登録特別徴収義務者の住所又は所在地		納入を受けた者		納入地		納入数量		引渡しに係る軽油の納入を行った者		枚のうち		
氏名又は名称	コード	氏名又は名称	コード	年	月	地	リットル	数量	数量	納入を行った者	コード	枚	目	
〇〇石油(株)		〇〇石油(株)		平成	29					〇〇石油(株)	県庁SS			
岡山市北区内山下.....		倉敷支店				倉敷支店				元売エネルギー(株)				
		津山支店				津山支店				元売エネルギー(株)				
		岡山SS								〇〇石油(株)	県庁SS			
		倉敷SS								〇〇石油(株)	県庁SS			
		玉野SS								〇〇石油(株)	県庁SS			
		津山SS								〇〇石油(株)	県庁SS			
		和気SS								〇〇石油(株)	県庁SS			
		自動車の保有者								〇〇石油(株)	県庁SS			
計														

- 1 (株) 〇〇運輸 岡山支店が閉鎖となり、取引がなくなった場合
- 2 (株) 〇〇運輸 → 〇〇運送(株)に名称変更がある場合

6 軽油引取税に関する調査に係る質問検査権

地方税法

(徴税吏員の軽油引取税に関する調査に係る質問検査権)

第百四十四条の十一 道府県の徴税吏員は、軽油引取税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この節において同じ。）その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

- 一 特別徴収義務者
- 二 納税義務者又は納税義務があると認められる者
- 三 軽油を内燃機関の燃料として使用できると認められる自動車の保有者
- 四 前三号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者
- 五 石油製品販売業者、石油製品を運搬する者その他前各号に掲げる者以外の者で、当該軽油引取税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの

2 略

3 第一項の場合においては、当該徴税吏員は、軽油その他の石油製品について、必要最少限度の数量を見本品として採取することができる。

4 第一項又は前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5～7 略

(軽油引取税に係る検査拒否等に関する罪)

第百四十四条の十二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 前条第一項の規定による帳簿書類その他の物件の検査又は同条第三項の規定による採取を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者
- 三 前条第一項の規定による徴税吏員の質問に対し、答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。